

玄海町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、通行人の安全と災害時の緊急車両の通行を確保するため、倒壊の危険性のあるブロック塀を撤去する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、玄海町補助金等交付規則（平成6年玄海町規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造、組積造（れんが造、石造、コンクリートブロック造等）の塀（フェンスその他これに類するものとの混用の場合を含む。）及び門柱をいう。
- (2) 道路 住宅や事業所等からの避難所や避難地等へ至る私道を除く経路をいう。
- (3) 所有者等 ブロック塀等の所有者又は管理者をいう。

(補助の対象者及びブロック塀等)

第3条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けようとする者（以下「補助対象者」という。）は、ブロック塀等の撤去を行う所有者等とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 同一敷地において、この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けたことがないこと。
- (2) 町税等を滞納していないこと。

2 補助金の交付対象となるブロック塀等は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 町内に存在するもの
- (2) 国、地方公共団体その他の公的機関が所有するものでないもの
- (3) 道路に面するもの
- (4) 道路の地面（以下「道路面」という。）からの高さが1メートル以上となる部分を有するもの
- (5) 道路面からの高さが道路境界線から当該ブロック塀等までの水平距離を超えるもの
- (6) 別表の基準により危険性を有するものと認められるもの

(補助対象経費及び補助率並びに所有者等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額と撤去するブロック塀等の延長に1mあたり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2/3以内の額かつ20万円を限度とし、予算の範囲内において交付する。ただし、補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てる。

2 所有者等は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 所有者等は、前項の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助の対象となる事業に着手する前に、補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 工事の概要がわかる図面（撤去長さ、高さ、撤去方法、撤去範囲）
- (3) 工事前の全景写真
- (4) 危険なブロック塀等が存する敷地の所有者がわかる書類
- (5) 工事見積書の写し（金額の内訳及び補助対象内外がわかるものを含む）
- (6) 誓約書（別紙）
- (7) その他町長が必要と認めるもの

(補助金交付の条件)

第6条 規則第5条に規定する補助金の交付に付する条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助事業の内容を変更する場合には、町長の承認を受けること。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない場合は、この限りではない。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、町長の承認を受けること。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
 - (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- 2 前項第2号及び第3号の規定により町長に変更又は中止若しくは廃止の承認を受けようとする者は、補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の通知)

第7条 町長は、第5条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付決定通知書（様式第3号）により交付の決定を通知するものとする。

- 2 町長は、前条第2項の申請書の提出があったときは、補助金交付変更（中止・廃止）通知書（様式第4号）により交付決定の内容を変更することができる。

(実績報告)

第8条 補助事業を行う者は、補助事業が完了した時は、実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書（金額の内訳、補助対象内外がわかるものを含む）及び領収書の写し
- (2) 工事前後の全景写真

(3) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定通知)

第9条 町長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助事業を行う者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第7号）により行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 町長は、所有者等が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付決定の内容、条件その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、所有者等が第4条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

3 町長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、補助金交付確定額取消通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

4 第1項又は第2項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その補助金を返還させることができる。

5 町長は、前項の規定により補助金を返還させる場合には、補助金返還命令書（様式第9号）により、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補強コンクリートブロック造の塀の場合

項目		基準
(1)	高さ	塀の高さは道路面から 2.2m以下
(2)	厚さ	塀の厚さは 10 cm以上
		塀の高さが 2.0m超え 2.2m以下の場合は 15 cm以上
(3)	基礎	基礎がある
(4)	健全性	傾き、著しいひび割れや損傷等がない
(5)	鉄筋	中に直径 9mm 以上の鉄筋が、縦横とも 80cm 間隔以下で配筋されている
		縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている
高さ 1.2m 以上の場合		
(6)	控え壁	塀の長さ 3.4m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁がある
(7)	根入れ	基礎の根入れ深さは 30 cm 以上

2 組積造（れんが、石、コンクリートブロック造等）の塀の場合

項目		基準
(1)	高さ	塀の高さは道路面から 1.2m以下
(2)	厚さ	塀の厚さは高さの 1/10 以上
(3)	基礎	根入れ深さ 20cm 以上の基礎がある
(4)	健全性	傾き、著しいひび割れや損傷等がない
塀の厚さが高さの 15%未満の場合		
(5)	控え壁	塀の長さ 4.0m 以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁がある

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

玄海町長 様

住 所
申請者 氏 名 印
電話番号

玄海町ブロック塀等撤去費補助金交付申請書

玄海町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

なお、申請に伴う審査にあたり、町が住民基本台帳、課税台帳等について照合を行うことに同意します。

ブロック塀等の概要	所在地	玄海町大字
	種別	<input type="checkbox"/> 補強コンクリート造 <input type="checkbox"/> 組積造 (れんが造、石造、コンクリートブロック造) <input type="checkbox"/> 門柱
	高さ	道路面から m
	前面道路の幅員	m
撤去の概要	撤去部分の長さ	m
	施工者	住 所： 名 称： 電話番号：
補助金交付申請額	補助対象工事費	円 (うち消費税相当額 円)
	補助金の額	円

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

玄海町長 様

申請者 住 所

氏 名

印

玄海町ブロック塀等撤去費補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付玄 第 号で補助金交付決定があった事業について変更が生じたので、玄海町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

- 1 所在地 玄海町大字
- 2 ブロック塀等の種別 補強コンクリート造
 組積造
 門柱
- 3 変更内容及び理由

様式第3号（第7条関係）

玄 第 号
年 月 日

様

玄海町長 印

玄海町ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定したので、玄海町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 所在地 玄海町大字
- 2 ブロック塀等の種別 補強コンクリート造
 組積造
 門柱
- 3 交付決定額 円
- 4 交付の条件

様式第4号（第7条関係）

玄 第 号
年 月 日

様

玄海町長

印

玄海町ブロック塀等撤去費補助金交付変更（中止・廃止）通知書

年 月 日付け玄 第 号で決定通知した玄海町ブロック塀等撤去費補助金については、玄海町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり変更したので、通知します。

記

- 1 ブロック塀等の種別 補強コンクリート造
 組積造
 門柱

- 2 交付決定額 円

- 3 変更交付決定額 円

- 4 変更の理由

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

玄海町長 様

申請者 住所

氏名

印

玄海町ブロック塀等撤去費補助事業実績報告書

事業が完了したので、玄海町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第8条の規定により下記の関係書類に添えて報告します。なお、この報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

交 付 決 定 額	円
事業完了年月日	年 月 日

添付書類

- (1) 工事請負契約書（金額の内訳、補助対象内外がわかるものを含む）及び領収書の写し
- (2) 工事前後の全景写真
- (3) その他町長が必要と認めるもの

様式第6号（第9条関係）

玄 第 号
年 月 日

様

玄海町長 印

玄海町ブロック塀等撤去費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった事業については、下記のとおり補助金の額を確定したので、玄海町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

玄海町長 様

住 所

申請者 氏 名

印

電話番号

玄海町ブロック塀等撤去費補助金交付請求書

玄海町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 支所
口座の種類	普通 ・ 当座 （当該を○で囲む）	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

様式第 8 号 (第 1 1 条関係)

玄 第 号
年 月 日

様

玄海町長 印

玄海町ブロック塀等撤去費補助金交付確定額取消通知書

年 月 日付けで交付額を確定した玄海町ブロック塀等撤去費補助金交付について、下記により、交付額確定を取り消しましたので、玄海町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第 1 1 条の規定により通知します。

記

取り消す交付決定の内容

交付決定日 年 月 日 玄 第 号
交付確定額 円

様式第9号（第11条関係）

玄 第 号
年 月 日

様

玄海町長 印

玄海町ブロック塀等撤去費補助金返還命令書

玄海町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第11条の規定により、 年 月 日
付け玄 第 号で取消したことについて、下記のとおり補助金の返還を命ずる。

記

1 返 還 期 限 年 月 日

2 返 還 額 円

別紙

誓約書

年 月 日

玄海町長 様

住 所

氏 名

㊞

玄海町ブロック塀等撤去費補助金の交付申請にあたり、私は、次に掲げる事項について誓約します。また、玄海町が誓約した事項を確認するために、私の個人情報を関係機関に照会等することに同意します。

- 1 本事業の実施にあたっては、玄海町ブロック塀等撤去費補助金の規定を遵守すること。
- 2 次の各号に該当するものではないこと又は次の各号に該当するものが経営に実質的に関与している法人その他の団体若しくは個人ではないこと
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 事業完了後にブロック塀等を再築する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令を遵守すること。
- 4 事業完了後にブロック塀等を再築する場合は、建築基準法第42条に規定する道路内に行わないこと。